



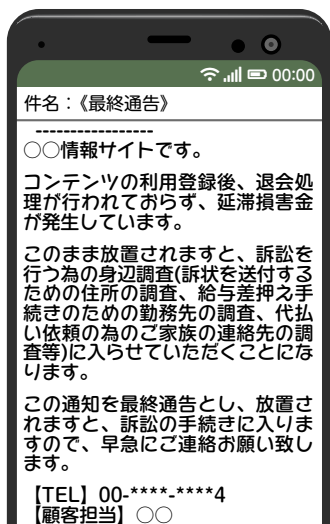
## 利用した覚えのない架空請求メール

架空請求メールは、「情報料の請求」「有料動画の未納料金の請求」といった身に覚えのない架空の請求をし、払わないと訴訟するなど脅迫的な内容で脅して、お金をだましとろうとする詐欺の手法の一つです。

### ● 連絡しないで！相手はあなたのことを知りません

悪質な業者は、法律用語や脅迫的な内容で受信者を不安な気持ちにさせて、受信者があわてて連絡してくるのを待っています。支払わなければ「自宅を調べて取り立てに行く」と書かれているものもありますが、多くの場合、相手はあなたのメールアドレス以外知らずにランダムに不特定多数へ請求メールを送っているだけです。

相手に連絡してしまうと、その他の個人情報聞き出される危険があります。絶対に連絡しないようにしましょう。



### ● 「払えば終わり」ではありません！更なる請求が……

少額ならば払ってしまおうと一度でもお金を支払ったり、業者の要求に支払いそうな様子を見せてしまったらすると、だましやすい「カモ」だと思われ、更なる請求が続くおそれがあります。「払えば終わり」にはなりませんので、決して支払ってはいけません。



## メールの特徴

- ・「情報サイト」「総合コンテンツ料」などあやふやなサービス名の料金を請求
- ・「すぐ」「至急」「最終」などの言葉で時間的に急がせる
- ・「料金を払わなければ取り立てにいく」「裁判を起こす」などと脅している

## 対処法

- ✓ 身に覚えのない請求は「詐欺」。メールに対応せず、無視をしましょう。
- ✓ 架空請求メールが続いてわずらわしいときは、迷惑メールフィルターを利用して受信拒否を設定しましょう。（詳しくは27～30ページ）
- ✓ 架空請求メールの一部には、個人情報などがどこかから漏れて、実際に名前などが記載されているものもあります。トラブルが心配なときは最寄りの消費生活センターに相談してください。
- ✓ もし支払いをしてしまったときは、二次被害をさけるためにも、必ず消費生活センターや警察相談ダイヤル（#9110）で相談してください。

## 相談窓口：

### ■ 消費者ホットライン188

電話番号：（局番なし）188（通話料有料）

お近くの消費生活相談窓口等につながります。

※接続先により受付時間が異なります。

※一部のIP電話などからはつながりません。



消費者庁  
消費者ホットライン  
188キャラクター  
イヤマン

### ■ 警察相談ダイヤル

電話番号：#9110（通話料有料）

受付時間：平日8：30～17：15

（各都道府県警察本部で異なります）

（土日・祝日及び時間外は、一部の県警を除き、当直または音声案内での対応となります）